

# 大阪市立塚本小学校 学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童が在籍している学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2 本校の基本方針のポイントと具体的な取り組み

本校では、「いじめはどの学校どの学級でも起こり得る」という認識のもと、豊かな人間性を持ち強くまじめに明るく生き抜こうとする子どもを育成するために、「塚本小学校いじめ防止基方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、起こったいじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指すために、本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめをしないまた許さない子どもを育成する取り組み
  - ・秩序ある学級づくりの中で、子どもの豊かな情操と感性を育て、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。教育活動全般を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動の充実を図る。
  - ・「観衆」としてはやしたて面白いがる存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在に注意を払い、いじめを許容しない雰囲気形成する。
- ② 未然防止・早期発見の取り組み
  - ・定期的ないじめアンケートの実施とわかった事象への指導を徹底する。
  - ・児童の観察と心の天気の確認を行い、児童の状態を把握する。
  - ・定期的な児童理解の時間を設け全ての教職員に対して児童の情報を共有する。
  - ・教職員に対して、いじめ防止に関する研修を実施し、その資質向上を図る。
- ③ 家庭・地域及び外部関係諸機関との連携
  - ・児童の様子について保護者と共有し、連携して指導・支援を行う。
  - ・児童及び保護者に対して、教員またスクールカウンセラーによる教育相談を行う。
  - ・教育委員会・区役所・こども相談センター・警察等の関係諸機関と連携し、いじめの未然防止また学校の枠をこえる事案に対してともに指導・解決にあたる。

### 3 いじめ問題に取り組むための校内組織

<組織名> いじめ対策委員会

<構成> 管理職 生活指導部長 当該学年主任 当該学級担任 当該特別支援学級担任  
養護教諭 ※事案に応じて、必要な人を加える。

<役割> ・いじめまたはいじめの疑いに係る情報がある場合に、対策会議を開催し、事案の情報共有・関係児童に対する聞き取り・指導及び支援の方針の決定・保護者との連携を行う。

### 4 いじめ防止に関する年間計画

- 4月 全教職員による塚本小校いじめ防止基本方針の確認
- 5月 児童理解研修（低学年・高学年）  
「生命といじめについて考える日」の取り組み
  - ・全校朝会でのいじめ防止に関する校長講話
  - ・各学級でのいじめ防止に関する授業の実施
- 6月 いじめアンケートの実施とわかった事象に対する聞き取りと指導
- 10月 いじめアンケートの実施とわかった事象に対する聞き取りと指導
- 1月 いじめアンケートの実施とわかった事象に対する聞き取りと指導
- 2月 児童理解研修（低学年・高学年）
- 毎月 職員会議後の気になる児童の情報共有
- 随時 いじめ対策委員会の開催
- 随時 市人教等主催のの人権教育研修会への教員の参加

### 5 いじめ重大事案への対処

- ① 学校は、重大と思われる事案が発生した場合には、いじめ対策委員会を開催するとともに直ちに教育委員会へ報告する。
- ② 重大事案に関する事実関係を、関係児童等から聞き取り、記録する。
- ③ 事実関係を保護者に伝えるとともに、連携して解決に努める。
- ④ 関係児童への指導と支援を行い、いじめ行為を止める。